

青森県報

第二百五十九号

令和三年
一月十八日
(月曜日)

目次

告 示

- 結核予防補助金の基準……………(保健衛生課) ……一
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……一
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……二
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……二
- 都市計画の案の縦覧……………(都市計画課) ……二
- 都市計画の変更案の縦覧……………(同) ……三

告 示

青森県告示第二十三号

青森県結核予防補助金交付規程(昭和三十七年三月青森県告示第百五十二号)第二条第一項の規定により令和二年度における基準を次のとおり定めたので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年一月十八日

青森県知事 三村申吾

補助金の算定の基礎となる額は、次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、同表の下欄に掲げる補助対象経費(補助金の交付の対象となる経費をいう。)の実支出額又は補助金の交付の対象となる事案に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額とする。

基 準 額	補 助 対 象 経 費
一 四百五十四円に医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	学校又は施設の長が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四号)第五十三条の二第一項の規定により行う定期の健康診断に要する経費
二 四百七十八円に医療機関で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
三 五百五円に医療機関で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
四 千七百六十七円に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	

青森県告示第二十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年二月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年一月十八日

青森県知事 三村申吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変更 の 区 間	変更 の 前後 別	敷地 の 幅員	敷地 の 延長	備考
----------	----------	-----	-------------------	--------------------	---------------	---------------	----

1	国道	一〇一号	つがる市柏下古川絹森二六三の六から つがる市森田町山田米岡一の四まで	前	八・三〇メートルから 六六・二〇メートルまで	六、〇二二・〇〇メートル
			つがる市柏下古川絹森二六三の六から つがる市森田町山田米岡一の四まで	後	八・三〇メートルから 六六・二〇メートルまで	六、〇二二・〇〇メートル
			五所川原市大字小曲字枝村九三の一から つがる市木造柴田茂野一〇九まで	後	一一・四〇メートルから 三二・九一メートルまで	五、三七一・〇〇メートル

青森県告示第二十五号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和三年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社みちのく銀行岡三沢支店

を

株式会社みちのく銀行岡三沢支店

に改める。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和三年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

令和三年一月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 S k y

三 代表者の氏名
佐々木 直通

四 主たる事務所の所在地
黒石市青山七五の一

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で健全に育つことができるよう、障害児・者やその家族に対して必要なサービス・支援等を提供することにより、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、おいらせ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおりおいらせ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、知事に意見書を提出することができる。

令和三年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

おいらせ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画
二 都市計画を定める土地の区域

おいらせ町行政区域の全部

三 縦覧場所

青森県国土整備部都市計画課、おいらせ町地域整備課

四 縦覧期間

令和三年一月十九日から同年二月一日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分及び臨港地区に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分及び臨港地区に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和三年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分及び臨港地区に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

市街化区域及び臨港地区から除かれる区域
なし

2 追加される土地の区域

市街化区域に追加される区域
八戸市大字河原木字海岸の一部
臨港地区に追加される区域
八戸市大字河原木字海岸四四地内

三 縦覧場所

青森県国土整備部都市計画課、八戸市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間

令和三年一月十九日から同年二月一日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円